# 新 旧 対 照 表

第1 「租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて」(法令解釈通達)関係

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

前

措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期 譲渡所得の課税の特例》共通関係

īF

改

### (代替資産等の取得の日)

31 • 32 共一5 • • • • • • •

- (1) ・・・・第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》の規定の適用を受けた代替資産等 これらの規定の適用に係る旧譲渡資産の取得の日
- (2) ・・・・第37条の9の2 《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の9の3 《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》又は第37条の9の4 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受けた買換資産等これらの資産の実際の取得の日

措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

#### (固定資産の交換の特例等との関係)

31の3-1・・・・第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、・・・・・。

(注)1 ・・・・。

2 • • • • •

措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期 譲渡所得の課税の特例》共通関係

正

# (代替資産等の取得の日)

31 - 32 共一5 · · · · · 。

- (1) ・・・・第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》の 規定の適用を受けた代替資産又は交換処分等、換地処分若しくは権利変換若しくは交換分 合により取得した資産 これらの規定の適用に係る旧譲渡資産の取得の日
- (2) ・・・・第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》又は第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受けた買換資産、交換取得宅地若しくは譲受け宅地又は交換取得土地建物等若しくは譲受け土地建物等これらの資産の実際の取得の日

措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

### (固定資産の交換の特例等との関係)

31の3-1・・・・第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の3《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、・・・・・。

(注)1 ・・・・。

2 . . . . .

<u>2</u> –

## (収用対償地の買取りに係る契約方式)

- **34の2-5** 次に掲げる方式による契約に基づき、収用の対償に充てられることとなる土地等(以下この項及び34の2-23において「代替地」という。)が公共事業施行者(措置法第33条第1項第1号に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第2号の買取り及び同条第3項第1号の使用を含む。以下この項及び3402-23において同じ。)を行う者をいう。以下この項及び3402-23において同じ。)に買い取られる場合は、措置法第34条の2第2項第2号に規定する「収用の対償に充てるため買い取られる場合」に該当するものとする。
- (1) 公共事業施行者、収用により譲渡する土地等(以下この項及び34の2-23において「事業用地」という。)の所有者及び代替地の所有者の三者が次に掲げる事項を約して契約を締結する方式

1 .....

р ....

**/** · · · · · 。

(注) · · · · 。

(2) • • • •

1 ....

п .....

(廃止)

措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係

# (収用対償地の買取りに係る契約方式)

- **34の2-5** 次に掲げる方式による契約に基づき、収用の対償に充てられることとなる土地等(以下この項及び 34 の2-24 において「代替地」という。)が公共事業施行者(措置法第 33 条第 1 項第 1 号に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第 2 号の買取り及び同条第 3 項第 1 号の使用を含む。以下この項及び 34 の2-24 において同じ。)を行う者をいう。以下この項及び 34 の2-24 において同じ。)に買い取られる場合は、措置法第 34 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「収用の対償に充てるため買い取られる場合」に該当するものとする。
- (1) 公共事業施行者、収用により譲渡する土地等(以下この項及び34の2-24において「事業用地」という。)の所有者及び代替地の所有者の三者が次に掲げる事項を約して契約を締結する方式

1 .....

**п** .....

ハ ・・・・。

(注) · · · · 。

(2) • • • •

イ ・・・・。

口 ••••。

# (特例の適用対象となる「特定商業集積を構成する施設を設置する事業」の範囲)

34の2-22 措置法第34条の2第2項第12号ロに規定する特定商業集積(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第3条第1項に規定する特定商業集積をいう。以下この項において同じ。)を構成する施設を設置する事業は、措置法令第22条の8第19項第2号に規定する要件のすべてを満たす同意基本構想に係る事業に該当し、かつ、同条第20項第2号に規定する法人が同条第21項に規定する特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業に該当するものに限られることに留意する。この場合において、当該事業に係る同意基本構想が措置法令第22条の8第19項第2号のロ又はハの要件に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。

īF.

改

īF

改正後

2 ....

# 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の 課税の特例》関係

### (買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)

**37-10** ・・・・これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、・・・・・。

譲渡資産である土地等の面積に措置法令<u>第25条第22項</u>に規定する倍率を 乗じて計算した面積に相当する面積

買換資産として取得した土地等の合計面積

# (譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)

**37-11** ・・・・その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令<u>第 25 条第 29 項又は第 30 項</u>の規定により、・・・・さらに措置法令<u>第 25 条第 22 項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。

#### (面積制限の異なる買換資産がある場合)

37-11 の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうちに措置法令<u>第25条第22項</u>に規定する10倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、納税者が計算したところに基づき、同号の上欄に規定する譲渡資産である土地等を当該10倍の面積制限に係る土地等に対応する部分と当該5倍の面積制限に係る土地等に対応する部分とに区分して、・・・・・。

## (所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

**37-11 の 12** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 15 号の上欄に規定する譲渡資産は、・・・・・。

(削除)

# 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の 課税の特例》関係

### (買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)

**37-10** ・・・・これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令<u>第25条第21項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、・・・・。

譲渡資産である土地等の面積に措置法令<u>第25条第21項</u>に規定する倍率を 乗じて計算した面積に相当する面積

買換資産として取得した土地等の合計面積

### (譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)

**37-11** ・・・・その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令<u>第 25 条第 28 項又</u> <u>は第 29 項</u>の規定により、・・・・・さらに措置法令<u>第 25 条第 21 項</u>に規定する倍率を乗じて 計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。

#### (面積制限の異なる買換資産がある場合)

37-11 の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうちに措置法令<u>第25条第21項</u>に規定する<u>30倍又は10</u>倍の面積制限に係る土地等と5倍の面積制限に係る土地等とがある場合には、納税者が計算したところに基づき、同号の上欄に規定する譲渡資産である土地等を当該<u>30倍又は</u>10倍の面積制限に係る土地等に対応する部分と当該5倍の面積制限に係る土地等に対応する部分と当該5倍の面積制限に係る土地等に対応する部分と当該5倍の面積制限

## (所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)

**37-11 の12** 措置法第37条第1項の表の第21号の上欄に規定する譲渡資産は、・・・・・。

# (市街地整備計画を有している地域)

**37-12 の 2** 措置法令第 25 条第 12 項第 3 号《誘致区域の範囲》に規定する「地方公共団体が

改

**37-13** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 11 号の買換えは、・・・・。

**37-13 の7** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 11 号の上欄に規定する・・・・・。

(表の第11号の上欄又は表の第12号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義)

(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定)

(交換による讓渡又は取得に伴い讓渡又は取得される果樹)

(土地の有効利用のための買換え)

(「建築面積」及び「床面積」の意義)

37-13Ø8 · · · · ·

(注) ・・・・。

正

正 前 都市計画その他市街地の整備の見地から同号に規定する用途地域に係る用途の区分により市 街地を整備する計画を有している地域」とは、地方公共団体が市街地整備計画を決定してい る地域とし、当該市街地整備計画とは、都市計画法第8条第1項第1号《地域地区》に規定 する用途地域の区分の例により区分された土地の利用に関する計画をいい、市町村が決定す るものにあっては、都道府県知事との協議を了しているものとする。 (土地の有効利用のための買換え) **37-13** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 13 号の買換えは、・・・・・。 (注) • • • • • 。 (交換による讓渡又は取得に伴い讓渡又は取得される果樹) **37-13 の2** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 15 号上欄に規定する・・・・・。 **37-13 の 4** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 15 号上欄に規定する・・・・・。 **37-13 の5** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 15 号下欄に規定する・・・・・。 **37-13 の 6** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 15 号下欄に規定する・・・・・。 (2) . . . . . (「建築面積」及び「床面積」の意義) **37-13 の7** 措置法第 37 条第 1 項の表の第 13 号の上欄に規定する・・・・・。 (表の第13号の上欄又は表の第14号の下欄の家屋でその構造上区分された部分の意義) 37-13Ø8 · · · · · ·

(貸家住宅の床面積が譲渡資産である木造の貸家住宅の床面積を超えているかどうかの判定)

改 正 後	
<b>37-13 の 10 ・・・・・</b> 措置法第 37 条第 1 項の <u>表の第 12 号</u> の上欄に規定する木造の貸家住宅	<b>37-13 の 10 ・・・・・</b> 措置法第 37 条第 1 項の表の第 14 号の上欄に規定する木造の貸家住宅
の床面積を超えているかどうかは、・・・・。	の床面積を超えているかどうかは、・・・・。
(注) ・・・・・当該個人が区分所有される家屋を措置法第37条第1項の <u>表の第12号</u> の下	(注) ・・・・・当該個人が区分所有される家屋を措置法第37条第1項の <u>表の第14号</u> の下
欄に規定する買換資産として複数取得しているときは、・・・・・。	欄に規定する買換資産として複数取得しているときは、・・・・。
(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されている	(貸家住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら住宅として貸家の用に供されている
ことの判定)	ことの判定)
<b>37-13 の 11</b> ・・・・・措置法第 37 条第 1 項の <u>表の第 12 号</u> の規定の適用を受ける当該個人の	<b>37–13 の 11</b> ・・・・・措置法第 37 条第 1 項の <u>表の第 14 号</u> の規定の適用を受ける当該個人の
取得に係る・・・・。	取得に係る・・・・。
(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)	(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)
37-19 <b>02</b> · · · · · · 。	37-19 @ 2 · · · · · · 。
(注) 1 ・・・・・納税者が措置法令 <u>第 25 条第 29 項又は第 30 項</u> の規定により、当該譲渡	(注) 1 ・・・・・納税者が措置法令 <u>第25条第28項又は第29項</u> の規定により、当該譲渡
資産・・・・。	資産・・・・。
2 •••••	2
(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)	(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)
37-21 <i>o</i> 3 · · · · · .	37-21 <i>o</i> 3 · · · · · · 。
(1) • • • • • •	(1) • • • • •
(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令 <u>第</u>	(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令 <u>第</u>
25条第22項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・・。	25条第21項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、・・・・・。
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)
37-26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法	<b>37-26の2</b> 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法
令 <u>第25条第23項</u> に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・。	令 <u>第25条第22項</u> に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・。
(1) • • • • • 。	(1) • • • • • •
(2) • • • • • 。	(2) • • • • • •
(3) • • • • • •	$(3)$ · · · · · $_{\circ}$
(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)	(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

正 正 る措置法令第25条第23項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・・。 る措置法令第25条第22項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、・・・・・。 (1)  $\cdots$ (1)  $\cdots$ (2) · · · · · (2). . . . . .

## (買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)

 $(3) \cdot \cdot \cdot \cdot \cdot$ 

37-28 ・・・・・その見込みに応じて措置法令第25条第29項《譲渡資産と買換資産との対 応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、そ の見込みと異なる買換資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第29項の規定により 譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。

# 措置法第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の 交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係

# (短期保有の所有隣接土地等と長期保有の所有隣接土地等がある場合の交換差金の区分)

**37 の 9 の 4 — 1** 措置法第 37 条の 9 の 4 第 1 項の規定の適用を受ける場合において、その交換 をした土地等のうちに短期譲渡所得の基因となるものと長期譲渡所得の基因となるものとが あり、かつ、交換差金(同項に規定する交換に伴い取得した交換差金の額をいう。)があると きは、当該交換差金の額を交換したそれぞれの資産の交換の時の価額(契約等によりそれぞ れの資産の交換による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場 合には、そのそれぞれの収入金額)の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの資産に 係る交換差金とする。

## (他の課税の特例に関する取扱いの準用)

**37 の9 の 4 一 2** 37 - 2 の取扱いは、措置法第 37 条 の 9 の 4 第 1 項の規定を適用する場合につ いて準用する。

措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係

## (物納申請中の土地等に該当するかどうかの判定時期)

# (買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)

37-28 ・・・・・その見込みに応じて措置法令第25条第28項《譲渡資産と買換資産との対 応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、そ の見込みと異なる買換資産を取得したときは、改めて措置法令第25条第28項の規定により 譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。

(新 設)

. . . . .

(新 設)

(新 設)

措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係

## (物納申請中の土地等に該当するかどうかの判定時期)

**39—10** 措置法令第 25 条の 16 第 2 項第 1 号口(2)に規定する「物納申請中の土地等」とは、譲 | **39—10** 措置法令第 25 条の 16 第 2 項第 1 号口に規定する「物納申請中の土地等」とは、譲渡

改 正 後 description and the part of the par

渡者の相続税の課税価格の計算の基礎となった土地等のうち、・・・・。

(注) · · · · 。

(第二次相続により取得した土地等に第一次相続に係る物納申請中の土地等がある場合等の取扱い)

**39—10 の2** ・・・・・当該土地等は、措置法令<u>第25条の16第2項第1号口(1)及び(2)に規定</u>する土地等には含まれないものとして取り扱う。

- (1) · · · · ·
- (2) • •

# (超過物納がある場合の取得費加算額の計算)

39—13 措置法令第 25 条の 16 第 2 項第 1 号口(1)に規定する「物納した土地等」については、相続税法第 41 条第 1 項後段(同法第 41 条第 2 項又は第 48 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合には、当該土地等のうち同法第 41 条第 1 項(同法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 48 条の 2 第 1 項に規定する納付を困難とする金額に係る部分に限られることから、措置法令第 25 条の 16 第 2 項第 1 号口(2)に規定する「物納申請中の土地等」についても、これと同様となることに留意する。

# (代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算)

**39—14** · · · · · .

- (1) • •
- (注) 1 相続等により取得したすべての土地等には、措置法令第25条の16第2項<u>第1号</u> ロ(1)及び(2)に規定する土地等は含まれないことに留意する。
  - 2 支払代償金については、昭和34年1月28日付直資10「相続税法基本通達の全部 改正について」通達11の2-10《代償財産の価額》に定める金額によることに留意 する。
- (2) • •

者の相続税の課税価格の計算の基礎となった土地等のうち、・・・・。

(注) ・・・・。

(第二次相続により取得した土地等に第一次相続に係る物納申請中の土地等がある場合等の取扱い)

TE.

前

**39—10 の2** ・・・・・当該土地等は、措置法令<u>第 25 条の 16 第 2 項第 1 号口に規定する「物</u>納した土地等及び物納申請中の土地等」には含まれないものとして取り扱う。

- (1) · · · · ·
- (2) • •

# (超過物納がある場合の取得費加算額の計算)

39—13 措置法令第 25 条の 16 第 2 項第 1 号口に規定する「物納した土地等」とは、相続税法 第 41 条第 1 項の規定により所轄税務署長から当該物納の許可を受けた相続税額に対応する財産をいい、「物納申請中の土地等」とは、物納する予定の相続税額に対応する財産をいうのであるから、昭和 34 年 1 月 28 日付直資 10「相続税法基本通達の全部改正について」通達(以下「相続税法基本通達」という。)41—11 の定めにより、相続税額を超える価額の財産により物納された場合における許可税額を超える部分に対応する土地等の部分は、当該「物納した土地等」には当たらず、物納申請中の場合における収納予定価額を超える部分に対応する土地等の部分については、当該「物納申請中の土地等」には当たらないことに留意する。

# (代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合の取得費加算額の計算)

39—14

- (1) • •
- (注) 1 相続等により取得したすべての土地等には、措置法令第25条の16第2項<u>第1号</u> <u>ロのかっこ書に規定する「物納した土地等及び物納申請中の土地等」</u>は含まれない ことに留意する。
  - 2 支払代償金については、<u>相続税法基本通達</u>11の2—10《代償財産の価額》に定める金額によることに留意する。
- (2) . . . . .